



発熱などの症状がある場合の

受診方法が変更になりました

身近な医療機関で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査ができるようになりました。

発熱などの症状がある場合には、県のホームページなどで公表されている「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先や受付時間等を確認し、必ず事前に予約のうえ、受診してください。医師の判断により、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査を行います。

お近くの「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先が分からない場合には「埼玉県受診・相談センター」【☎048-762-8026、☎048-816-5801 午前9時～午後5時30分(日曜日は除く)】又は「県民サポートセンター」【☎0570-783-770 24時間・365日受付】にお問い合わせください。



医療機関を確認

県ホームページで「指定診療・検査医療機関」の連絡先、受付時間などを確認



診療・検査医療機関▶

連絡・予約

※感染防止のため、受診前に必ず予約の連絡をお願いします。

医療機関を受診

医師の判断により、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを実施

○埼玉県指定 診療・検査医療機関一覧▶<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

医療機関への連絡の際には、主に以下の項目について、あらかじめ準備しておいてください。

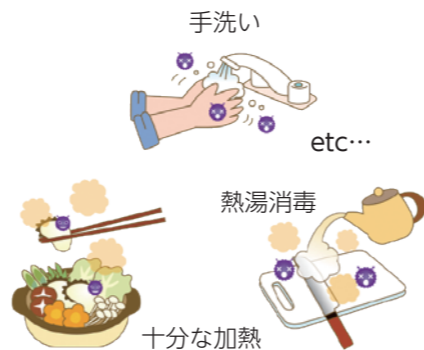
- ・症状 (いつから症状があるか、体温など)
- ・身近に体調の悪い人がいたか (分かる場合にはその人の病名も)
- ・現在治療中の病気 など

★健康推進課 (保健センター内) ☎24-2003

冬場は特に気をつけて。食中毒・感染症に注意しましょう!

- ★本庄保健所 ☎22-6481
- ⑤吐物や糞便を始末する時は、使い捨て手袋やマスクを着用して適切に処理しましょう
- ④体調が悪い時には、調理しないようにしましょう
- ③日常的に「しっかりと手洗い」をしましょう【特にトイレの後】
- ②調理器具・食器を洗浄消毒しましょう【熱湯・塩素系漂白剤を使用】
- ①カキ等の二枚貝は、中心部まで十分加熱してから食べましょう【中心温度85℃90℃で90秒以上の加熱】

冬場には、ノロウイルスによる食中毒や感染症の発生が多くなります。次の点に注意して、健康に過ごしましょう。



市民相談 (12月～1月)

相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
※市役所の受付は、午前8時30分～午後5時15分です。

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ			
行政	12月17日(休)・1月21日(休) 午後1時～4時	市役所1階 市民相談室	☎25-11113 市民課 ☎25-11112 ☎25-11110			
法律	12月2日(休)・9日(休)・16日(休)・23日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順) ◎1月の相談日 <table border="1"> <tr> <td>弁護士による相談</td> <td>1月6日(休)・13日(休)・28日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順) ※28日の会場はアスパアこども1階相談室</td> </tr> <tr> <td>司法書士による相談</td> <td>1月20日(休)・27日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)</td> </tr> </table>	弁護士による相談	1月6日(休)・13日(休)・28日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順) ※28日の会場はアスパアこども1階相談室	司法書士による相談	1月20日(休)・27日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談は予約制 1月の相談予約は、12月21日(月)から受付開始(先着順。受付開始日は電話予約のみ) 同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません
弁護士による相談	1月6日(休)・13日(休)・28日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順) ※28日の会場はアスパアこども1階相談室					
司法書士による相談	1月20日(休)・27日(休) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)					
不動産	12月11日(金)・1月8日(金) 午後1時～4時 相談員=宅地建物取引士	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎25-11175			
年金・労働	12月10日(休) 午後1時～4時 相談員=社会保険労務士	上里町役場2階 産業振興課	上里町役場産業振興課 ☎35-1232			
税務	12月8日(火)・1月12日(火) 午後1時～4時 相談員=税理士	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144 ☎25-1118			
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 毎週火・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎25-11175			
人権	当面の間、対面による相談を中止します。相談を希望される方は、電話相談をご利用ください。 平日午前8時30分～午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144 ☎25-1118			
DV・女性	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市役所2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎25-1129 (家庭児童相談室)			
家庭児童	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	ふれあい教室 (旧勤労会館2階)	教育支援センター ☎22-4287			
教育(不登校等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談 午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	ふれあい教室 (旧勤労会館2階)	子どもの心の相談員 ☎21-7337			
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談 午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755			
心配ごと	第1月曜日を除き毎週月曜日(休日を除く) 午後1時～4時(受付は3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎21-8976へ	アスパアこども1階 会議室	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73-1237			
結婚	12月2日(休)・1月6日(休)・17日(日) 午後1時～4時(受付は3時30分まで)	はにぼんプラザ2階 相談室	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755			
成年後見	12月8日(火)・22日(火)・1月12日(火)・26日(火) 午後1時～4時 ※前月初日(休日を除く)より先着順で当日午後2時まで受付(受付開始日は電話予約のみ)	本庄市後見ほっとライン ☎0120-235-833	地域福祉課 ☎25-1142			
成年後見(電話相談)	休日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時	本庄市後見ほっとライン ☎0120-235-833	地域福祉課 ☎25-1142			
高齢者相談	休日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※担当する地域はおおむね中学校区区域になります。	本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会(銀座1-1-1) ☎22-7088 本庄東地域包括支援センター 安誠園(本庄3-1-21) ☎22-6262 本庄南地域包括支援センター シャローム(今井1251-1) ☎23-9580 児玉地域包括支援センター(児玉町金屋1302-1) ☎73-1545				
若者就労相談(15歳～49歳)	毎週月～金曜日、第4土曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時に事前予約	深谷若者サポートステーション(深谷市西島4-2-61 ウェストビル2階) ☎048-577-4727				

※埼玉県では無料の県民相談を実施しています。県民相談の詳細は、埼玉県ホームページをご覧ください。
相談名: 弁護士・司法書士による法律相談、県職員による電話・面談相談、県職員によるインターネット県民相談、弁護士による出張法律相談、交通事故相談等

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況の変化に応じ、中止となる場合がありますのでご了承ください。